

5—7世紀ベンガルの銅板文書に 見られる在地社会の 構造と国家支配

古 井 龍 介

東 洋 学 報

1. はじめに

北インドの歴史において、グプタ期および後グプタ期は、古代末期から中世初期への過渡期であるとともに、諸従属地方王権とその上位の王権により構成される階層的権力構造など、以後の国家・社会構造で主流となる諸特徴が萌芽した時期でもある。この時期における国家・社会構造の解明は、古代から中世への移行とその歴史的意味を捉える上で重要である。プラーフマナ等への施与の際に証文として発行される銅板文書は、一定の社会活動と関連して作成・発行されたものであり、在地社会の構造とそれに対する国家支配に関して、重要な情報を提供しうる史料である⁽¹⁾。その中でも特に分析を要するのは、ベンガルにおいてグプタ朝支配下の5世紀半ばからシャシャーンカ期の7世紀半ばにかけて発行された土地売買文書と呼ばれる一連の銅板文書である。これらの作成・発行、またそこに記された施与の決定過程においては、アディカラナ(adhikarana)と呼ばれる機関を介しての、超村落レベルで結合した農民層や都市有力者などの地域住民の参画が確認されるため、彼らが構成する在地社会について、より詳細な情報を得ることが可能であるからである。

土地売買文書については、山崎利男により既に詳細な研究がなされている⁽²⁾。山崎は売買地が荒蕪地である点や、農村の基本構成員が土地所有小農民であるクトゥンビン(kutumbin)である点、アディカラナにより地方統治が分担されていた点などを論じた。しかし、ベンガル各地に分散して発見された、5世紀半ばから6世紀

第八十二卷

五七六

末にわたる諸文書を一括して扱うという手法のため、時代変化および地域的差異を捉えておらず、また、国家による整備された階層的地方統治機構の存在を前提としたため、結果として、各地域における地方支配および国家対社会の権力関係の多様性を見落としている。

土地売買文書を含むベンガルの銅板文書に基づく研究としては、P. Niyogi、B. M. Morrison、B. D. Chattopadhyaya らの研究が特に挙げられる。Niyogiは、プラーフマナへの施与を扱った文書に基づき、グプタ期以降の土地施与による、ベンガルにおけるプラーフマナ居住地およびプラフマニズムの拡大を、北部・中部・東部の各下位地域ごとに論じたが⁽³⁾、対象をプラーフマナへの施与に限定している点や施与を国家の主導のみに帰す点に問題がある。また、ベンガル全体の傾向や時代変化についても論考が不十分である。Morrison は、銅板文書の地理分布からベンガルを 4 つの政治的下位地域に区分するとともに、銅板文書を形状・形式・内容から 4 類型に分類し、それがベンガルにおける政治史的展開と政権の性質の時代変化に対応すると論じた⁽⁴⁾。両研究は、ベンガル史研究において当初から措定されていた歴史地理学的な下位地域区分⁽⁵⁾の存在を、銅板文書の分析を通して実証したものと言える。Chattopadhyaya は、銅板文書の情報から中世初期ベンガルにおける農村の居住地パターンや農村社会の性質を論じた⁽⁶⁾。この研究は網羅性には欠けるものの、ベンガル全体の傾向として河川や貯水池等の地表水源への村落の近接や、村落相互の空間的・社会的相互作用の存在を指摘し、また、グプタ期における農民の超村落的な社会結合の存在と、後グプタ期におけるその変容、特に在地有力者の台頭の問題を提起した点が評価される。本稿においては、以上の研究を踏まえて、土地売買文書を中心とする銅板文書を分析し、5世紀半ばから7世紀半ばのベンガルにおける在地社会の構造とそれに対する国家支配の態様、そして、その時代変化について論じたいと思う。

なお、典拠の引用に当たっては煩雑を避けるため、以下の略記を用いることとし、紙幅の都合もあるため、史料等の典拠は可能な限り本文に織り込むものとする。

略記 : *CII*, III (rev.), =D. R. Bhandarkar: B. Ch. Chhabra, G. S. Gai (eds.), *Corpus Inscriptionum Indicarum*, III (revised): *Inscriptions of the Early Guptas*, New Delhi, 1981; CPI=銅板文書 (copper-plate inscription);
EDEP=D. C. Sircar, *Epigraphic Discoveries in East Pakistan*, Calcutta, 1973;
EI=*Epigraphia Indica*; GE=グプタ暦 (A. D. 319-20~); IA=*Indian Antiquary*;
IEG=D. C. Sircar, *Indian Epigraphical Glossary*, Delhi, 1966;
IHQ=*Indian Historical Quarterly*; JRAS=*Journal of the Royal Asiatic Society*; JIH=*Journal of Indian History*;
SI=D. C. Sircar, *Select Inscriptions Bearing on Indian History and Civilization*, vol.1 (2nd edition), Calcutta, 1965

東洋学報

2. 史料および分析の枠組

本稿で史料として用いるのは、5世紀半ばから7世紀半ばにベンガルで発行された19点の銅板文書である。グプタ期（5～6C半）に属する12点は、東部のティッペラ県出土の1点⁽⁷⁾とビハール州モンギュール県出土の1点を除き⁽⁸⁾、すべてパドマー川以北、バラフマップトラ川以西の歴史的にヴァレンドラと呼ばれる地域から出土している⁽⁹⁾。それらのうちティッペラ出土のものを除く11点が土地売買文書である。後グプタ期（6C半～7C半）に属する7点は主に南西部の歴史的にヴァルダマーナと呼ばれる地域から出土しており⁽¹⁰⁾、それらのうち6点が土地売買文書である。

これらの銅板文書を分析する枠組について、実例を挙げて論じる。

カライクリ=スルターンプル銅板文書、グプタ暦120（西暦439）年（EI, 31, pp.57-66）

第八十二卷

幸あれ。シュリンガヴェーラ・ヴィーティーに属するプールナカウシカーより、アーユクタカ（āyuktaka）・アチュタダーサとアディカラナが、ハスティシールシャヴィーダキー、グ

五七四

ルマガンディカ、ダーニヤパータリカ、サンゴーハーリ（の4村落）における、ブラーフマナをはじめとする村のクトウンビン達に、健康を尋ねてから知らせる。「あなた方に次のように知られるであろう。このヴィーティーの職人（kulika）ビーマ、書記（kāyastha）プラブチャンドラ、ルドラダーサ、デーヴアダッタ、ラクシュマナ、カーンティデーヴァ、シャンブダッタ、クリシュナダーサ、記録保管係（pustapāla）シンハナンデイン、ヤショーダーマンら（10名）により、ヴィーティーのマハッタラであるクマーラデーヴア（以下8名を列挙）、クトウンビンであるヤショーヴィシュヌ（以下77名を列挙）（各構成員の名については表1参照）らにより伴われる（puroga）我々も知られた。『当地のヴィーティーにおける、収入のない荒蕪地の永久享受のためのアクシャヤニーヴィーによる⁽¹¹⁾、2デイーナーラ⁽¹²⁾で荒蕪地1クリヤヴァーパ⁽¹³⁾の売却という慣習により、我々は、各々の父母の功徳の増大のために、ブンドラヴァアルダナの住人で4ヴェーダを知り、ヴァージャサネーヤ学派に属するブラーフマナ、デーヴアバッタ、アマラダッタ、マハーセーナダッタらの五大供犠の施行のために、9クリヤヴァーパ（の土地）を買ってから、それらを施与することを望みます。上に示された村落においては荒蕪地が知られています。そこで、我々から18デイーナーラを受け取ってから、彼ら（ブラーフマナら）への（施与のための）9クリヤヴァーパ（の土地の売却）に同意してください。』

そこで、これらの職人ビーマらの要請を受けて、記録保管係シンハナンデインとヤショーダーマンの両者の確認により次のように確認された。『当地のヴィーティーにおいて、収入のない荒蕪地の永久享受のためのアクシャヤニーヴィーにより、2デイーナーラにつき1クリヤヴァーパの売却が行われている。そこで、与えられるべきであり、如何なる妨げもない。』と定めてから、職人ビーマらより、集められた18デイーナーラを収入として受け取って、ハスティシールシャヴィビータキーにお

いて、ダニヤパータリカにおいて、(グルマ) ガンディカ諸村において、(解読不能) における南の部分において 8 クリヤヴァーパが。ダニヤパータリカ村の西北の部分において、(最近掘られた) 堀に囲まれ、ヴァーター川を北とし、グルマガンディカ村との境を西とする 1 クリヤヴァーパが。(8 クリヤヴァーパのうち) グルマーガンディカ村における、アーデイヤバタの東の、西の地域において、2 ドローナヴァーパ⁽¹⁴⁾、ハスティシールシャに属するターパサポータカとダイイポータカにおいて、またヴィビータカに属するチトラヴァータンガラにおいて 7 クリヤヴァーパと 6 ドローナヴァーパが。これらの、このように上に示された諸村の諸地域において、彼ら職人ビーマ、書記プラブチャンドラ、ルドラダーサらの父母の功德の増大のために、プラーフマナ・デーヴァバッタに 5 クリヤヴァーパ、ku 5、アマラダッタに 2 クリヤヴァーパ、マハーセーナダッタに 2 クリヤヴァーパ、ku 2、これら三者の五大供犠の施行のために、9 クリヤヴァーパが施与された。

そして、あなた方に(解読不能) 知らせる。また、(次のよう) 銘刻される。『将来に存在するであろう他のヴィシャヤパティ達、役人達、クトゥンビン達、アディカラナの構成員達(adhikaraṇika)、あるいはともに業務を行なう者達、彼らにより土地施与の果報が認められ、アクシャヤニーヴィーを伴って守られるであろう。マハーバーラタの聖者ヴィヤーサによっても言われている(以下、土地施与の果報、施与地侵害の罰を詠う 5つの詩文が続く)。(グプタ暦) 120年 ヴァイシャーカ月 1 日(?)』

この文書は、シュリンガヴェーラ・ヴィーティーという一定の行政単位を担当する行政官アチュタダーサと、地域住民により構成されたアディカラナの両者による、関連村落の農民らへの告知という形式を取っている。告知の内容は後述のようにアディカラナの構成員を指すと考えられる「我々」の語りとなっており、その中には 10 名の土地購入申請者によるアディカラナへの申請と、記録保管係に

表1 : Śrīgavera-vithī の vīthy-adhikarana の構成員

GE 120 (<i>EI</i> , 31, p.63, 1.4-p.64, 1.12) : vithī-mahattara(8) : <u>Kumāra-deva</u> , <u>Ganda</u> , <u>Prajāpati</u> , <u>Umayaśas</u> , Rāmaśarmma, <u>Jyesthadāma</u> , Svāmidāsa, Harisiñha
Kuṭumbin(77) : <u>Yaśovisṇu</u> , Kumāraviṣṇu, Kumārabhava, <u>Kumārabhūti</u> , <u>Kumārayaśas</u> , Gupta, Vailiñaka, <u>Śivakunḍa</u> , Vasuśiva, Aparaśiva, Dāmarudra, Prabhamitra, Kṛṣṇamitra, Maghaśarma, Īśvaracandra, <u>Rudra</u> , Bhavanātha, Śrīnātha, <u>Hariśarmma</u> , Guptaśarmma, Suśarmma, Hari, Alātavāmi, Brahmasvāmi, Mahāsenabhaṭṭa, Gu-śarmma, Untaśarmma, Kṛṣṇadatta, <u>Nandadāma</u> , <u>Bhavadatta</u> , Ahiśarmma, <u>Somavisṇu</u> , Lakṣmanaśarmma, Kānti, Dhovvoka, Kśemaśarmma, Šukkraśarmma, <u>Sarppapālita</u> , <u>Kaṅkuti</u> , Viśva, Śaṅkara, Jayavāmi, Kaivarttaśarmma, Himaśarmma, Purandara, Jayaviṣṇu, Uma--, Siñhadatta, Bonda, <u>Nārāyanadāsa</u> , <u>Viranāga</u> , Rājyanāga, Guha, Mahi, Bhavanātha, Guhaviṣṇu, Śarvvayaśoviṣṇu, Ṭakka, Kuladāsa, --va, Śriguhaviṣṇu, Rāmasvāmi, Kāmanakuṇḍa, Ratibhadra, Acyutabhadra, Loḍhaka, Prabhakirtti, Jayadatta, Kāluka, <u>Acyuta</u> , <u>Naradeva</u> , <u>Bhava</u> , Bhavarakṣita, Piccakuṇḍa, Pravarakuṇḍa, Śarvvadāsa, Gopāla
GE 128 (<i>EDEP</i> , p.61, ll.4-8) : vithī-mahattara(4) : <u>Kumāradeva</u> , <u>Ganda</u> , <u>Prajāpati</u> , <u>Jyesthadāma</u>
Kuṭumbin(28) : <u>Yaśovisṇu</u> , <u>Umayaśas</u> , <u>Hariśarma</u> , <u>Sarppapālita</u> , Hiranyagupta, <u>Kumārayaśas</u> , <u>Kumārabhūti</u> , <u>Śivakunḍa</u> , Śiva, Aparaśiva, <u>Somavisṇu</u> , Satyaviṣṇu, <u>Kaṅkuti</u> , <u>Nandadāma</u> , <u>Viranāga</u> , <u>Nārāyanadāsa</u> , <u>Rudra</u> , Bhava, Guha, <u>Acyuta</u> , Kuvera, Śarvvanāga, Bhavanāga, Śridatta, <u>Bhavadatta</u> , Dhanaviṣṇu, Gunaratha, <u>Naradeva</u>

* 下線部（23名）は両銅板文書において名前が確認される者

による確認の文言も引用されている。この文書の分析にあたって筆者が着目するのは、文書による告知の主体とその受け手、文書に記された土地購入の申請者とその受理者、そして売却および施与決定の過程である。

まず、告知の主体は前述のようにアチュタダーサとアディカラナ

である。このように告知の上では両者が併記されているが、告知文において主体となり、土地購入申請者の請願を受理しているのは、名前を列挙された多数のマハッタラ、クトゥンビンらにより「伴われる我々」であり、文脈から、告知主体であるアディカラナを指し、ここで名を列挙された者達がその構成員であったと考えられる。従って、売買および施与決定の主導権はアディカラナ構成員の側にあると言える。告知の受け手は、施与地が散在する諸村落の「プラーフマナをはじめとする村のクトゥンビン」となっている。当時のクトゥンビンは後述のように土地所有小農民を指す語であったと考えられ、この文言はクトゥンビンが村落において施与等の事項を告知されるべき重要な存在であったこと、そのカテゴリーにプラーフマナも含まれていたことを示している。

土地購入申請は、この文書の場合、ヴィーティーの職人、書記、記録保管係ら10名による共同の申請となっており、その目的は3名のプラーフマナへの施与とそれによる申請者らの父母の功徳の増大とされている。このことは、職業を異にするこの10名が、共同で金銭を支出するような親密な関係にあったことを示しており、彼らに冠された「ヴィーティーの」という語は、その結合が一定行政単位に基づく地縁的なものであったことを示している。申請の受理者は前述のようにヴィーティー・アディカラナであるが、その構成員はマハッタラ8名、クトゥンビン77名となっている⁽¹⁵⁾。これらの両カテゴリーのうち、クトゥンビンは、グプタ期以前には家長、特に豪商などの富裕な家長を示していたが⁽¹⁶⁾、グプタ期の編纂とされるナーラダ法典(11. 37)にクトゥンビンの財産が家屋と耕地であると記され、またグプタ暦128(西暦448)年のバイグラーム銅板文書(EI, 21, pp.78-83)に、施与地をクトゥンビンらの耕作の妨げにならない場所で区画することが手順として記されていることから、その頃には土地を所有し自ら耕作する小農を指す語となっていたことが判明する。マハッタラは語源的には形容詞「大きい」(mahat)の比較級であり、文書においてクトゥンビンよりも前に言及されていること、また人数の上でクトゥンビンよりも少数であることから、

何らかの有力者であったと考えられる。しかし、この文書の8年後に同ヴィーティーのグルマガンディカ、サンゴーハーリカの2村落に関して発行されたジャガディーシュブル銅板文書（*EDEP*, pp. 61-63）において、120年の文書と重複する構成員の中にマハッタラからクトゥンビンへとカテゴリーを変更された者がいることは⁽¹⁷⁾、少なくとも5世紀半ばにおいては両者の差がさほど大きくはなかつたことを示している。

売却および施与決定の過程においては、記録保管係による確認が顕著である。彼らはグータ期の土地売買文書のほぼすべてにその存在が確認され⁽¹⁸⁾、要請のあった土地購入および施与の事例が各行政単位における慣習に合致するかを確認する機能を果たしている。この文書においてもシンハナンディンとヤショーダーマンの2名がこの職務を果たしているが、特筆すべきは、両者が同時に土地購入申請者でもある点である。彼らが他の申請者と地縁的結合に基づく親密な関係にあったであろうことは上述の通りであり、このことから、記録保管係は在地社会に近い存在であったと推測される。彼らの確認する慣習がヴィーティーの慣習とされることには、慣習の点でもヴィーティーが一定の集合として機能していたことを示している。

以上のような分析枠組に基づき、アディカラナを中心とする在地の社会関係と、それら在地社会に対する国家支配の2点について論じたいと思う。

3. アディカラナと在地社会

グータ期に属する11点の土地売買文書からは、4種類のアディカラナが確認される。第一に取り上げる都市のアディカラナ（*adhisthān-ādhikarāṇa*）は、ダーモーダルプルで発見された4点の銅板文書⁽¹⁹⁾およびパーハーリップル銅板文書（*EI*, 20, pp.59-64）で言及されている。ダーモーダルプル銅板文書においては、形式上、発行地・告知主体・告知対象が省略され、文面全体が告知主体の語りとなっているため、告知主体および発行地が不明確となっているが、グータ暦 224（西暦543）年の銅板文書に接着された印章の銘から⁽²⁰⁾、

発行地はコーティヴァルシャ・ヴィシャヤ (Koṭivarṣa-viṣaya) の同名の中心都市、告知主体はそこに置かれた都市のアディカラナであったと考えられる。それらにおいては、冒頭でグプタ朝の王の治世とともにアディカラナに言及している。例えば、グプタ暦124(西暦444)年のダーモーダルブル銅板文書には、「(グプタ暦) 124年のパールグナ月7日に。最高の諸神崇拜者、最高の君主、大王達の至上の王シュリー・クマーラグプタが大地の主であった時に。彼の足下に認められたウパリカ・チラータダッタによりプンドラヴァルダナ・ブクティ (Puṇḍravardhana-bhukti) から運営されていた時に。また、コーティヴァルシャ・ヴィシャヤにおいて彼に任命されたクマーラーマーティヤ・ヴェートラヴァルマンが都市のアディカラナを、都市の大商人 (nagara-śreṣṭhi) ドゥリティパーラ、交易商 (sārtthavāha) ヴァンドゥミトラ、職人の長 (prathamakulika) ドゥリティミトラ、書記の長 (prathama-kāyastha) シャーンババーラにより伴われて (puroga) ともに運営していた時に。」⁽²¹⁾とあり、その後に1プラーフマナによる土地購入の請願が記されている。ここに記された構成員のうち、書記の長⁽²²⁾以外は、グプタ期のビハールにおいてニガマと呼ばれる同業者組合を形成していたことが、各都市遺跡から出土した粘土印から確認される⁽²³⁾。これらの構成員は都市における各集団の利害を代表する有力者であると言えよう。4点のダーモーダルブル銅板文書により確認される約百年間を通してこれらの構成員の階層に変化は無く(表2)、グプタ暦124年と128年では構成員が同一である点とブダグプタ期(グプタ暦159~168年)からグプタ暦224年にかけての長期に渡り同一人物が構成員を務めている点⁽²⁴⁾、構成員の各階層の大半において名前の後半部 (pāla, mitra 等) が同一であり、血縁関係が推測される点を考え合わせると、この都市のアディカラナは都市有力者により、長期に渡って安定的に運営されていたものと考えられる。一方でクマーラーマーティヤへの言及は、この組織が在地の各集団の意思が反映される場であると同時に、それらに対する国家支配が行なわれる場でもあったことを示している。この二面的な性格はパーハーリブル銅板文書に記

表2 : Koṭivarṣa-viṣaya の adhiṣṭhān-ādhikarāṇa の構成員

GE 124 (<i>CII</i> , III (rev.), p.285, ll.4-6): nagaraśreṣṭhi-Dhṛtipāla, sārthavāha-Vandhumitra, prathamakulika-Dhṛtimitra, prathamakāyastha-Śāmbapāla
GE 128 (<i>CII</i> , III (rev.), p.289, ll.4-5): nagaraśreṣṭhi-Dhṛtipāla, sārthavāha-Vandhumitra, prathamakulika-Dhṛtimitra, prathamakāyastha-Śāmbapāla
Budhagupta 期（紀年不明）(<i>CII</i> , III (rev.), p.344, ll.3-4): nagaraśreṣṭhi-Ribhupāla, sārthavāha-Vasumitra, prathamakulika-Varadatta, prathamakāyastha-Viprapāla
GE 224 (<i>CII</i> , III (rev.), p.362, ll.4-5): ārya-nagaraśreṣṭhi-Ribhupāla, sārthavāha-Sthāṇudatta, prathamakulika-Matidatta, prathamakāyastha-Skandapāla

されたプンドラヴァルダナの都市のアディカラナに明確に現れている⁽²⁵⁾。このアディカラナの構成員は役人 (āyuktaka)、貴人 (ārya)、都市の大商人とされている (*EI*, 20, p.61, 1.1)。「貴人」は、都市の大商人とともに都市有力者を指すものと考えられる。それに対し、役人 (āyuktaka) は官吏一般を指す用語でもあり (*IEG*, p.42)、これはこのアディカラナが国家の官吏と在地有力者の双方により運営されていたことを示している。これらの銅板文書がいざれも農村における土地の売買および施与を記したものであり、また、パーハーリップル銅板文書において告知対象が各村落の「ブラーフマナを伴うマハッタラなどのクトゥンビン」 (*EI*, 20, p.61, ll.1-3) であることは、以上のような都市のアディカラナの権限が都市部のみならず、周辺の農村部にも及んだことを示している。

都市部に対し、農村部においてその活動が明らかとなるのはヴィーティー・アディカラナ (vithy-adhikarāṇa) である。ヴィーティーは数村落で構成される行政単位であり、パーハーリップル銅板文書の記述から⁽²⁶⁾、ブクティの下にヴィシャヤと平行して設けられているものと推測される。アディカラナの存在が確認されるのは、2節

で挙げたカライクリ=スルターンブル銅板文書とジャガディーシュブル銅板文書に登場するシュリンガヴェーラ・ヴィーティーである。前述のように、両文書はそれぞれ、前者が当該ヴィーティーの4村落、後者が2村落における複数の人物による土地の購入と施与について告知したものであり、名称の酷似から、後者の2村落は前者の4村落に含まれると考えられる。告知主体は行政官アチュタダーサ(128年の文書ではアチュタと表記)とヴィーティー・アディカラナであるが、告知文内での主体は2節で述べたようにアディカラナ構成員である。両文書にはアディカラナ構成員として各々85名(マハッタラ8, クトゥンビン77)と32名(マハッタラ4, クトゥンビン28)の名が列挙されており、そのうち23名は双方で重複している(表1)。これらの情報から、ヴィーティー・アディカラナの以下のような特徴が導き出される。まず挙げられるのは、構成員の数が定まっていないことである。グプタ暦120年と128年では2倍以上の差があるが、これは前者の対象が4村落、後者が2村落であることに対応するものと考えられる。このことは、これらのアディカラナが、決定が必要となる度ごとに施与に関わる村落のマハッタラ、クトゥンビンによって設けられる決定機関であった可能性を示すものである。128年の文書の2村落が120年の文書にも含まれることと23名の重複は、この23名がこの2村落に属することを示し、この可能性を裏付けるものである。その一方で、両者はあくまでもヴィーティーのマハッタラ、クトゥンビンとして列挙されており、彼らがヴィーティーを介した超村落レベルにおいて集団を構成していたことが示される⁽²⁷⁾。マハッタラがクトゥンビンに比して上位の有力者であるものの、その地位が流動的で、両者の差がさほど大きくなることは既述の通りであり、前述のパーハーリブル銅板文書の告知対象が「ブラーフマナを伴うマハッタラなどのクトゥンビン」であることも、これを裏付けている。一方、両者以外の在地社会の構成員については、前述のように120年の文書における土地購入申請者がヴィーティーの職人1名、書記7名、記録保管係2名であることから確認される。そのうち、職人のビーマは128年の文書に記録された手続きにおいて

土地の代金 2 ディーナーラの受領を担当しており (*EDEP*, p.62, l. 16)、また、記録保管係 2 名も既述のように両文書で施与に関する慣習について確認を行なっている (*EI*, 31, p.64, l.17-p.65, 1.19; *EDEP*, p.62, ll.14-16)。このように土地売買と施与に関する手続きに参画しているにも関わらず、彼らはアディカラナの構成員ではない。このことは農村在地社会におけるマハッタラとクトゥンビンの優位を示すものと考えられる。

グプタ期のベンガルにおいてはこれらに加え、ヴィシャヤ・アディカラナおよびアシュタクラ・アディカラナ (*aṣṭakul-ādhikaraṇa*) の存在が確認される。前者はグプタ暦128年のバイグラーム銅板文書 (*EI*, 21, pp.78-83) において、パンチャナガリー・ヴィシャヤに置かれていたものが言及されている。このアディカラナはヴィシャヤの行政官であるクマーラーマーティヤ・クラヴリッディ (*kumārāṁṭya-Kulavṛddhi*) とともに告知主体となっているが、その構成員については言及が無く不明である。後者はグプタ暦113（西暦432-33）年のダーナーイダハ銅板文書 (*CII*, III (rev.), pp.273-76) および同暦163（西暦482）年のダーモーダルプル銅板文書 (*Ibid.*, pp. 335-339) で言及されている。113年の文書においては、破損が著しく不明な点はあるものの、19名に及ぶプラーフマナであるクトゥンビンらとともに、村のアシュタ克拉・アディカラナが請願の受理者となっている。163年の文書においても、パラーシャヴァリンダカからチャンダ・グラーマのクトゥンビンらに宛てた告知の主体は「マハッタラ等のアシュタ克拉・アディカラナと、村長 (*grāmika*) やびクトゥンビンら」であり、これらから、このアディカラナは主にマハッタラにより構成され、クトゥンビンや村長とは区別された組織であったことが判明する。アシュタ克拉・アディカラナは「8家のアディカラナ」を意味し、元来は村落内の数家族の代表者により構成される機関であったものが、超村落レベルで機能するようになったものと考えられる⁽²⁸⁾。その他に、グプタ暦169（西暦488）年のナンダプル銅板文書 (*EI*, 23, pp.52-56) においても、ただアディカラナと表記された組織が告知主体および請願受理者となっている

が、詳細は不明である。

以上のようなアディカラナに対する土地購入申請者は、ヴィシャヤパティが申請者である例と (*EI*, 23, p.54, 1.2)、「アヨーディヤー出身の良家の息子」 (*Ayodhyaka-kulaputtraka*, *CII*, III (rev.), p.362, 1.6) である例を除けば、クトゥンビンやプラーフマナ、村長など在地社会の構成員である⁽²⁹⁾。これらに加え、前述のカライクリ=スルターンプル銅板文書で職業を異とする10名が共同で土地購入を申請しており、また、ジャガディーシュプル銅板文書でも2村落に属する3名のクトゥンビンが共同で土地購入を申請していることは (*EDEP*, p.51, ll.3-4)、在地社会において職業・村落の枠を超えた一定の共同性が存在したことを見ている。また、カライクリ=スルターンプル銅板文書で購入申請者に含まれている2名の記録保管係がその同じ施与について確認を行なっている例や、紀年不明のブダグプタ期のダーモーダルプル銅板文書 (*CII*, III (rev.), pp.342-345)において、申請者である大商人リップーラが同時に都市のアディカラナの構成員でもある例は、アディカラナが在地社会内部の問題を解決するための、自律的な機関であったことを示すものである。

アディカラナとともに施与手続きにおいて重要な役割を果たしているのは、記録保管係である。彼らの活動は前述のように、グプタ期のほぼすべての土地売買文書で確認される。彼らが在地社会に近い存在であったことは、2節で述べた通りである。彼らは土地の価格等、施与に関わる事項が慣習に適合するものであるか確認することを職務としている。2節でも述べたように、記録保管係による施与条件の確認は、各行政単位における慣習に基づいている⁽³⁰⁾。このような慣習については、4点の銅板文書においてヴィシャヤの (*CII*, III (rev.), p.275, ll.7-8; *EI*, 21, p.81, ll.11-13; *EI*, 23, p.54, ll.8-11; *CII*, III (rev.), p.362, ll.6-7)、1点において都市のアディカラナの慣習への言及があり (*EI*, 20, p.62, ll.11-12)、もう1点においては「村の手順・販売についての慣習」への言及がある (*CII*, III (rev.), p.33 6, 1.5)。その他、3点のダーモーダルプル銅板文書においても、どの行政単位に属するかは明記されていないが、慣習への言及が存在

する(*Ibid.*, p.285, ll.7-9, p.299, ll.6-7, p.344, 1.12)。これらの慣習には、それが属する行政単位の他に、1クリヤヴァーパあたりの土地の価格についても相異が認められる。グプタ期には、シュリンガヴェーラ・ヴィーティー(*EI*, 31, p.65, ll.18-19, *EDEP*, p.62, ll.15-16)、パンチャナガリー・ヴィシャヤ(*EI*, 21, p.81, ll.11-13)、ブンドラヴァルダナの都市のアディカラナ(*EI*, 20, p.62, ll.11-12)、チャンダ・グラーマ(*CH*, III (rev.), p.336, 1.5)、ナンドップル銅板文書に記されるヴィシャヤ(*EI*, 23, p.54, ll.8-11)において1クリヤヴァーパにつき2ディーナーラ、コーティヴァルシャ・ヴィシャヤにおいて3ディーナーラとなっている⁽³¹⁾。

アディカラナおよび記録保管係の土地売買と施与における機能はすべての銅板文書で共通しており、記録保管係が依拠する慣習についても共通要素が認められるが、アディカラナが組織される行政区画上のレベルや構成員、土地売買に関する価格などの相異は、ベンガル内における地域間の多様性を示すものである。特にアディカラナが置かれるレベルの相異は、在地社会の結集が図られる規模の多様性を示している。

後グプタ期に属する7点の銅板文書のうち、6点が土地売買文書であるが、それらからはアディカラナと在地社会に生じた重大な変化が読み取られる。それらのうち、5点はグプタ朝滅亡後の6世紀後半にベンガルにおいて大王達の至上の王(mahārājādhirāja)を称したゴーパチャンドラ、ダルマーディティヤ、サマーチャーラデーヴァの、3人の王の支配下で発行されたものであり⁽³²⁾、彼らの治世への言及および即位紀年が確認される。これらの銅板文書に登場するのはヴァッカッタカ・ヴィーティー(Vakkattaka-viṭṭī)とヴァーラカマンダラ・ヴィシャヤ(Vārakamandalā-viṣaya)のアディカラナである。前者はゴーパチャンドラの即位3年のマッラサールル銅板文書(*EI*, 23, pp.155-161)において、告知主体および大王(mahārāja)ヴィジャヤセーナからの土地購入申請の受理主体となっている。このアディカラナの構成員13名はそれぞれ特定村落への所属が示された上でその身分が記されており、マハッタラ5名⁽³³⁾、

バッタ (*bhaṭṭa*) 1名⁽³⁴⁾、カードギ (*khāḍgi*) 3名⁽³⁵⁾、ヴァーハナーヤカ (*vāhanāyaka*) 1名⁽³⁶⁾を含むが、との 3 名は所属村落名が示されるのみである⁽³⁷⁾。いずれも所属村落を明示していることから、各村落に住む有力者と考えられる。グプタ期のヴィーティー・アディカラナと比較すると、クトゥンビンが含まれていない点と各人が所属村落を表に出した形で列挙されている点が特徴的である。ヴァーラカマンダラ・ヴィシャヤのアディカラナは他の 4 点の銅板文書に登場する。その構成員については「年長の (*jyeṣṭha*) 書記ナヤセーナを長とする」(IA, 39, p.204, 1.6, p.200, 1.7) 「ヴィシャヤパティ・ジャジャーヴァが任命した」(Ibid., p.195, ll.3-4) 「年長のアディカラニカ・ダームカを長とする」(EI, 18, p.76, ll.5-6) とあるのみであるが、土地購入申請の受理主体にはマハッタラや同様の有力者であるプラダーナ (*pradhāna*) らがアディカラナとともに併記されている(表3)。このことは、このヴィシャヤのアディカラナが書記や、行政官に任命された者により構成される機関となる一方で、マハッタラら在地有力者はその外で決定過程への参画を継続していたことを示している。しかし、ここにおいてもクトゥンビンは含まれておらず、前述のヴァッカッタカ・ヴィーティーの例とともに、在地社会におけるマハッタラ等の在地有力者層の台頭とそれに伴うクトゥンビンの地位の低下を示すものと思われる。記録保管係による確認は 3 点の銅板文書で見られるが (IA, 39, p.204, ll.16-18; p.195, ll.9-10; p.201, 1.18)、2 点の銅板文書においては、代わりに「我々により」(EI, 23, p.160, 1.10) 「上述の、あるいは他のヴィヤヴァハーリンらにより同意された」⁽³⁸⁾ とあり、申請を受理した在地有力者が記録保管係の職能を果たしたことを示すものと考えられる。以上のような在地社会の構造変化を端的に示すのは、7世紀初頭のシャシャーンカのエーグラー銅板文書 (EI, 40, pp.133-138) である。この文書におけるアディカラナは、告知対象に官吏 (*ādhikṛta*) のアディカラナが他の諸官吏とともに含まれているのみであり (EI, 40, p.137, 1.7)、これは官吏に付属する役所を意味していたと考えられる。告知主体および土地購入申請の受理主体となつてい

表3 : Vārakamāṇḍala-viṣaya における土地購入の申請受理者

Faridpur CPI of the time of Gopacandra, year 19 (IA, 39, p.204, ll.6-9, 一部解説不能)
adhikaraṇa, mahattara-Viṣayakunda, Ghoṣacandra, Anācāra, Rājya--, mahattarāḥ, pradhāna-vyāpāriṇah?
Faridpur CPI of Dharmāditya, year 3 (IA, 39, p.145, ll.4-6)
adhikaraṇa, viṣaya-mahattara(18): Iṭika, Kulacandra, Garuda, Vṛhaccatṭa, Aluka, Anācāra, Bhāśaitya, Śubhadeva, Ghoṣacandra, Animitta, Guṇacandra, Kālasakha, Kulasvāmin, Durllabha, Satyacandra, Arjjuna, Bappa, Kuṇḍalipta らにより伴われる (purogā) 人々 (prakṛtayaś)
Faridpur CPI of Dharmāditya (IA, 39, p.200, ll.7-8)
adhikaraṇa, mahattara-Somaghoṣa が加わった (purāssarāś) 諸 viṣaya (viṣayānām) の mahattara 達
Ghugrahati CPI of Samāchāradeva, year 14 (EI, 18, p.76, ll.6-9)
adhikaraṇa, viṣaya-mahattara (6): viṣaya-mahattara-Vatsakunda, mahattara-Śucipālita, mahattara-Vihitaghosa, Śūradatta, mahattara-Priyadāsta, mahattara-Janāddanakunda らや, 他の多くの (anye ca vahavah) pradhāna 達, vyavahārin 達

るのは、エーカタカクシャ・ヴィシヤヤ (Ekatakakṣa-viṣaya) に属する12の村落およびヴィシヤヤのマハーマハッタラ34名である(表4)。彼らはいずれもグプタ期のマハッタラの系譜を引く在地有力者と考えられるが、村落への所属の明示はグプタ期のアディカラナに見られた超村落レベルでの結合から村落を基盤とした上での結合への変化を示すものと解釈される。一方で、「ヴィシヤヤに属する名のない」(vaiśayik-ānāma) 者達というカテゴリーも存在し、これはグプタ期と同様の超村落レベルでの結合の継続を示すものとも捉えられるが、「名のない」(ānāma) は形式の比較から村落名を冠せられていないことを示すものと解釈され(表4)、また、序列の上で彼らが所属村落を明示された者達よりも後に位置付けられていることから、むしろ村落での確固とした基盤を持たない者達を指

表4 : Egra CPIにおける在地有力者 (EI, 40, p.137, ll.8-16):

12村落および <i>viṣaya</i> の mahāmahattara ら(34) 1. その近隣の (etad-ādhivāsy) mahāmahattara(2): Skandasena, Nāgasena, 2. 隣接する (praty) agrahāra の(1): Paṭa, 3. Ttrāṇek-āgrahāra の(2): Nāgadeva, Anantadeva, 4. Taraktodarbh-āgrahāra の mahāmahattara(2): Dharmmagupta, Yajñā, 5. Vāsuloddāv-āgrahāra の mahāmahattara (2): Somadeva, Guhadeva, 6. Akhavaṭayik-āgrahāra の mahāmahattara(2): Godhyakṣighoṣa, Mokṣadeva, 7. Vimśatikhadḍāna の mahāmahattara(4): So(ma), Mahibhadra, Rāta, Chchāttra, 8. Mṛgāṭī の mahattara(1): Gomidatta, 9. Gurjjārapadraka の(1): bhaṭṭa-Dhanapāla, 10. Kapalāśaka の(1): bhaṭṭa-Gopāladeva, 11. Sarṣapavāsimī の(1): Mahādeva, 12. Vrāhmaṇapadraka の(1): Raithisvāmin,	東 洋 学 報
Vaiṣayik-ānāma (Viṣaya の名のない) (14): mahāmahattara- Vatsaśarman, mahāpradhān-Odayacandra, pradhāna-Jayadeva, pradhāna-Dhruvada, pradhāna- Yaśonāga, pradhāna-Vanthavanāga, karaṇika: Pravṛddhadatta, Samudradatta, Udyotasiṁha, pustapāla: Jinasena, Ādāmara, Acona, sthāyipāla: Śridharmman, Svastyayas	

すと考えられる。このようなカテゴリーの二分化と、マハーマハッタラ、マハッタラ、マハープラダーナ、プラダーナ等の名称の複数化は、在地有力者層内部の階層分化を示すものであるが、その一方でのクトゥンビンの欠如は、在地社会における在地有力者層全体としての台頭を示している。一方、記録保管係や同様に文書の管理を担ったと考えられるスターイイパーラ (sthāyipāla)、書記であるカラニカ (karaṇika) が第2のカテゴリーに含まれ、また、慣習の確認が上記34名の相互の確認によりなされていることは (EI, 40, p.

137, 1.21-p.138, 1.23)、6世紀後半の文書で確認された、申請受理主体による記録保管係の機能の代行が、彼らの包含という形で達成されたことを示すものである。

以上のようなアディカラナおよび在地社会の変化に対し、土地購入および施与の申請者にも変化が認められる。6点の土地売買文書のうち、申請者がグプタ期と同様の在地社会の構成員と考えられるのは、プラーフマナである2例 (IA, 39, p.200, 1.6, EI, 18, p.76, 1.5)のみであり、他の例においては大王 (EI, 23, p.160, 1.8)、ヴィシャヤの行政官 (IA, 39, p.204, 11.4-5)、將軍⁽³⁹⁾、王の寵臣⁽⁴⁰⁾と、いずれも地方王権およびその国家支配を担う官吏である。これらの事例は、在地社会に対する国家支配の浸透を示すとともに、アディカラナおよびその外における在地有力者層の集団が、在地社会内部の問題解決を担う機関から、むしろ国家支配と対峙する機関へと変容したことを示すものと解釈される。

4. 国家支配の態様

ベンガルにおけるグプタ朝の国家支配は、一定の行政単位を担当する行政官を通して行なわれた。この支配は、グプタ期の在地社会の、前述のような地域間での多様性に対応して、一定の多様性を有するものとなっている。コーティヴァルシャ・ヴィシャヤについてでは、ブクティにヴィシャヤが属するという行政単位の階梯が確認される。前者の行政官であるウパリカ (uparika) はグプタ朝の王により⁽⁴¹⁾、後者の行政官であるクマーラーマーティヤ、アーユクタカ、あるいはヴィシャヤパティ⁽⁴²⁾はウパリカにより、それぞれ任命されている。クマーラーマーティヤを始めとするヴィシャヤの行政官については、前節で述べたように、都市の在地有力者とともにアディカラナを運営していたことが確認される。パンチャナガリー・ヴィシャヤについてはブクティへの言及が無く、行政官であるクマーラーマーティヤがグプタ朝の王により任命されたことが記されている (EI, 21, p.81, 1.1)。彼はヴィシャヤ・アディカラナとともに告知の主体となっているが、その他の点でのアディカラナとの関係は不

明である。ナンダプル銅板文書でも、土地購入の申請者としてヴィシャヤパティに言及しているが (*EI*, 23, p.54, 1.2)、彼とアディカラナとの関係は定かではない。シュリンガヴェーラ・ヴィーティーにはアーユクタカが行政官として置かれており、グプタ朝の王により任命されている (*EDEP*, p.61, 1.1)。彼はヴィーティー・アディカラナとともに告知の主体となっているが、前述のように土地売買および施与の決定主体はあくまでもアディカラナである。プンドラヴァルダナ・ブクティに属するダクシナーンシャカ・ヴィーティーではアーユクタカが都市有力者とともにアディカラナを構成しているが (*EI*, 20, p.61, 1.1)、このアーユクタカが他の行政単位におけると同様の行政官であるかは不明である。以上のように、同じ名称をもつ行政単位でも地域間で差異があるなど、国家支配の態様にも一定の多様性があり、行政官が在地有力者とともにアディカラナを運営するコーティヴァルシャ・ヴィシャヤの例から実質的にアディカラナが決定権を握るシュリンガヴェーラ・ヴィーティーの例に至るまで、その影響力にも差異が認められる。いずれにせよ、国家支配は行政官と在地社会とのアディカラナを通した関係の上に成り立つており、そこにおいては在地社会側の権限も大きかったものと考えられる。

以上のような国家支配の態様はグプタ期を通して基本的に変化していないが、グプタ期後期から末期にかけてはプンドラヴァルダナ・ブクティのウパリカがウパリカ・大王 (*uparika-mahārāja*) を称するようになるなど⁽⁴³⁾、行政官が在地支配者化する傾向が認められる。ベンガル東部においては、グプタ暦188(西暦507)年のグナイガル銅板文書 (*IHQ*, 6, pp.45-60) から、この地域の王と考えられる大王ヴァイニヤグプタ⁽⁴⁴⁾が彼に従属する大王ルドラダッタの要請で仏教サンガに土地を施与しているのが確認される。この文書の使者ヴィジャヤセーナは、マハープラティー・ハーラ (*mahāpratihāra*)、マハーピールパティ (*mahāpilupati*)、パンチャーディカラノーパリカ (*pañcādhikaraṇoparika*)、パーティウパリカ (*pātyuparika*)、～プラパーローパリカ (~*purapālopakarika*)、大王、シュリー・マ

ハーサーマンタという、多くの称号を帯びているが、グプタ期以降從属王権を指す語となった大王およびマハーサーマンタ⁽⁴⁵⁾の称号を帯びていることから、ルドラダッタと同様に、ヴァイニヤグプタに從属する地方王権であったと考えられる。他の称号のうち、パンチャーディカラノーパリカは「5つのアディカラナのウパリカ」を意味し、5つのアディカラナの機能を包摂したものとも解釈される⁽⁴⁶⁾。このことは、ベンガルの一部地域においてはグプタ朝末期にある程度階層化された王権が登場し、その支配がアディカラナを通した在地社会の活動を取りこむ形で進展したことを示すものと考えられる。

後グプタ期ベンガルにおいては、グプタ朝に代わり、ベンガルを拠点とし、その一定地域に支配を及ぼす地域王権と、それに從属する地方王権による地域國家が形成されつつあった。それらによる在地社会への支配は、グプタ期に比して強化される傾向が認められる。前述の土地購入申請者の変化とともにそれを示すのは、施与に関する官吏の増加である。後グプタ期の銅板文書において告知対象が記されているのはマッラサールル銅板文書とエーグラー銅板文書の2点であるが、告知対象はそれぞれ「ヴァルダマーナ・ブクティにおいて、尊敬すべき現在と未来のカールタークリティカ (kārtākṛtika)、クマーラーマーティヤ、チャウロッダラニカ (cauroddharaṇika)、ウパリカ、オードランギカ (odraṅgika)、アグラハーリカ (agrahārika)、オールナスター二カ (orṇastānika)、ボーガパティカ (bhoga-patika)、ヴィシヤヤパティ、彼に任命された者 (tad-āyuktaka)、ヒラニヤサームダーイイカ (hiranya-sāmudāyika)、パッタラカ (pattalaka)、アーヴァサティカ (āvasathika)、神像の列に属する者 (devadroṇi-samvaddha)ら」(EI, 23, p.159, ll.3-5)と、「このエーカターカクシヤ・ヴィシヤヤにおいて、尊敬されるべき現在と未来のカールタークリティカ、ウパリカ、ブクティパッタリカ (bhuktipattalika)、クマーラーマーティヤ、ヴィシヤヤパティら、彼らに任命された者達 (tad-adhikṛta)、バーンダーガーラにおいて、バーンダーガーラーディクリタ (Bhāṇḍāgār-ādhikṛta) らと彼

らの諸アディカラナ (tad-ādhikaraṇāni)」(EI, 40, p.136, 1.5-p.137, 1.7) となっている。これらは、「神像の列に属する者」や何らかの意味で同様の宗教関係者と考えられるアーヴァサティカ (IEG, p. 40) を除けば、「重要な事態を報告する官吏」(kārtākṛtika)、「盜賊追捕官」(cauroddharanika) や、諸税の徵収官、特定行政単位の行政官など、地域王権による国家に属する官吏であり、在地社会での施与に関わる官吏の増加は、それに対する国家支配の浸透を示すものと考えられる。それに加え、グプタ期において告知対象であったクトゥンビンら村落住人が告知対象とされていないことも、村落における官吏の存在の相対的な強化を示している。このような国家支配強化の様相は、グプタ期末からのベンガルを拠点とする地域王権の成長によるものである。ゴーパチャンドラからシャシャーンカに至る王達は、いずれも大王達の至上の王を称しており、その下には諸官吏とともに、従属する大王 (EI, 23, pp.155-161) やサーマンタ (EI, 18, pp.60-64) の存在が確認される。従属王権の成長は、6世紀末の銅板文書において、大王達の至上の王ジャヤナーガに従属するサーマンタ・ナーラーヤナバドラが自らの臣下であるマハープラティーハーラ・スーリヤセーナに命じて村落施与を行なわせていることからも確認される (EI, 18, pp.60-64)。これらの地域王権およびその従属王権は、ビハールを拠点として地方行政官を任命するのみであったグプタ朝に比して在地社会に地理的にも近接しており、より強固な支配が可能であったものと推測される。以上のような国家支配の強化の一方で、在地有力者層は前述のように国家と対峙する形で依然として在地社会における決定過程に参画しており、国家による支配は在地有力者層との相互作用と力関係に依存していたと言えよう。

5. まとめ

以上の論考をまとめると、以下になる。在地社会に関しては、対象時期を通して、少なくとも土地売買および施与の場においては、アディカラナを介した超村落レベルでの結合が確認される。

グータ期には、都市部においては各集団の代表者が、農村部においては小農であるクトゥンビンと有力者のマハッタラがそれぞれアディカラナを構成し、記録保管係等、他の住人達に助けられつつ、売買と施与に関する諸事項を決定している。購入申請者が主に内部者であることから、この時期のアディカラナは社会内の問題に対処するための機関であったと考えられる。アディカラナが置かれ、社会的結合が図られるレベルには各地域で差異があり、国家による在地社会の支配もこの差異に対応したものとなっている。国家と在地社会の関係では、地域的差異はあるものの、在地社会側の主導権が確認される。後グータ期においても、アディカラナ内外での在地社会側の参画が確認されるが、そこにおいては在地有力者層の台頭とクトゥンビンの除外が顕著である。在地有力者層については、所属村落を表に出した上での結合が見られ、内部の階層分化も確認される。また、アディカラナを介しての参画は、国家と対峙するものとなっている。このような社会に対する国家支配は、ベンガルに基盤を置く地域王権とそれに従属する地方王権の成長に伴い、施与に関わる官吏の増大など、その浸透の傾向が認められる。しかし、在地社会側も依然として施与に関わる決定過程に参画しており、国家支配も彼らとの力関係に依存していたと考えられる。

以上の論考からは、土地売買および施与という社会活動の一つの場における、アディカラナという機関を介し、一定の地理的・行政的範囲に基づいた在地社会の結合の存在とその構造、さらにはそれらに対する国家支配の態様の一端が導き出された。しかし、銅板文書に現れる社会関係や国家支配はあくまでも一つの相であり、その記述の範囲外に、平時の農作業やカースト等、異なる位相における社会関係が存在したであろうことも、また事実である。年代および地域推定の困難など、様々な限界をもつ文献史料により、どこまでそれらの社会関係を明らかにできるか、さらには銅板文書に見られる社会関係とそれらをいかに総合的に理解できるかが、今後の課題である。

註

- (1) 銅板文書については、山崎利男「インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて」、『東洋文化研究所紀要』73, 1977, pp.181-242; D. C. Sircar, *Indian Epigraphy*, Delhi, 1965, pp.103-160.
- (2) 山崎利男「5・6世紀ベンガルの土地売買文書についての若干の考察」、『東洋文化研究所紀要』18, 1959, pp.89-133; do., 'Some Aspects of Land-Sale Inscriptions in Fifth and Sixth Century Bengal', *Acta Asiatica*, 43, 1982, pp.17-36.
- (3) P. Niyogi, *Brahmanic Settlements in Different Subdivisions in Ancient Bengal*, Calcutta, 1967.
- (4) B. M. Morrison, *Political Centers and Cultural Regions in Early Bengal*, Tuscon, 1970.
- (5) cf., R. C. Majumdar (ed.), *History of Bengal*, vol. 1, Dacca, 1943, Ch. 1.
- (6) B. D. Chattpadhyaya, *Aspects of Rural Settlements and Rural Society in Early Medieval India*, Calcutta, 1990,特にCh. 2, 'Some aspects of rural settlements and rural society in Gupta and post-Gupta Bengal'.
- (7) Gunaighar CPI of Vainyagupta, GE 188, *IHQ*, 6, pp.45-60.
- (8) Nandapur CPI, GE 169 (*EI*, 23, pp.52-56) は、記載内容から、後述の *Pundravardhana-bhukti* に属する地域からの発行と考えられるため、ベンガルの銅板文書として扱う。
- (9) 各文書の出土地分布については、Morrison, op. cit., pp.28-31.
- (10) Ibid., pp.31-37.
- (11) *akṣaya-nīvī* は「永久施与」(S. K. Maity, *Economic Life of Northern India in the Gupta Period (Cir. AD 300-550)*, Calcutta, 1957, pp.25-29) と解釈されるが、正確な意味は不明である。
- (12) *dināra* は当時期における金貨による貨幣単位である。B. D. Chattpadhyaya, 'Currency in early Bengal', *JIH*, vol.55, pt.3, 1977, pp.41-60,特に pp.57-58.
- (13) *kulyavāpa* は 1kulya の種畠を蒔ける面積を指す単位と考えられる

- が、正確な規模は不明であり、その解釈は研究者により分かれる。S. Dutta, *Land System in Northern India: C. AD 400-C. AD 700*, New Delhi, 1995, pp.33-42.
- (14) *dronavāpa* も *kulyavāpa* と同様の土地面積単位であり、この文書の記述から $1kulyavāpa=8dronavāpa$ という換算率が得られる。
- (15) Chattopadhyaya は mahattara, kuṭumbin が銅板文書に記された手続きへの参加者であることは認めるものの、彼らが *adhikarana* の構成員であることは否定している。Chattopadyaya, 1990, p.40. しかし、上記の文脈から、やはり彼らが *adhikarana* の構成員であったと考えられる。
- (16) R. Chakravarti, 'Kutumbikas of Early India', V. K. Thakur, A. Aounshuman (eds.), *Theoretical Issues and Structural Enquiries (Peasants in Indian History, vol. 1)*, Patna, 1996, pp. 179-198.
- (17) ゲプタ暦120年にはマハッタラとして3番目に、128年にはクトゥンビンとして2番目に名を記されている、Umayaśas, 表1。
- (18) ただし、ゲプタ暦113年の Dhanaidaha CPI (*CII, III* (rev.), pp. 273-276)においては破損により確認できない。
- (19) Damodarpur CPI, GE 124, *CII, III* (rev.), pp.282-287; GE 128, *Ibid.*, pp.288-291; Budhagupta 期, 紀年不明, *Ibid.*, pp.342-345; GE 224, *Ibid.*, pp.360-363.
- (20) Koṭivarṣ-ādhiṣṭhān-ādhi [karaṇasya*], *CII, III* (rev.), p.361.
- (21) *CII, III* (rev.), p.285, ll.1-6 他の3点の Damodarpur CPI における同様の記述は、*Ibid.*, p.289, ll.1-5; p.343, 1.1-p.344, 1.4; p.361, 1.1-p.362, 1.5.
- (22) *kāyastha* は後にはカーストとなるが、当時は職業であったと考えられる。北インドにおけるカーヤスタ・カースト形成の過程については、C. Gupta, *The Kāyasthas: A Study in the Formation and Early History of A Caste*, Calcutta, 1996, ベンガルについては特に pp.68-77.
- (23) K. K. Thaplyal, *Studies in Ancient Indian Seals: A Study of*

*North Indian Seals and Sealings from Circa Third Century B. C.
to Mid-Seventh Century A. D.*, Lucknow, 1972, pp.223-37.

(24) *nagaraśreṣṭhi-Ribhupāla* (*CII*, III (rev.), p.344, ll.3-4) および
ārya-nagaraśreṣṭhi-Ribhupāla (*Ibid.*, p.362, 1.4).

東
洋
学
報

(25) *EI*, 20, pp.59-64 当銅板文書においては *adhiṣṭhān-ādhikaraṇa* がどの都市に属するかは明確に記されていないが、発行地が *Puṇḍravardhana* であることから、同名 *bhukti* の中心都市に *adhikaraṇa* が存在したものと考えられる。

(26) *Puṇḍravardhana* からの告知の対象となった村落は、*Dakṣināmśakavīthi* に属している。*Ibid.*, p.61, 1.1.

(27) 山崎は *vīthi-mahattara* を村落の *mahattara* から特に選出されたものと解釈するが、村落の *mahattara* が史料に現れるのは後グプタ期であり、グプタ期の銅板文書からは確認されない。山崎利男, 1959, p.115.

(28) *Ibid.*, pp.114-115. 山崎は *viṣaya* の機関になったものと解釈するが、これらの機関と *viṣaya* との関連は両銅板文書からは必ずしも明らかではない。

(29) 破損のため人名の後半部のみが判別する *Dhanaidaha CPI* (*CII*, III (rev.), pp.273-276) および申請者の名が欠落した128年の *Damodarpur CPI* (*Ibid.*, pp.288-291) は除く。

(30) *Jagadishpur CPI* にも *vīthi* の慣習への言及がある。*EDEP*, p.62, ll.15-16.

(31) *CII*, III (rev.), p.285, ll.7-9, p.299, ll.6-7, p.344, 1.12, なお、*Dhanaidaha CPI* における価格は破損のため判読できない。

(32) *Gopacandra: Mallasarul CPI of Vijayasena*, year 3, *EI*, 23, pp.155-161; *Faridpur CPI of the time of Gopacandra*, year 19, *IA*, 39, pp.203-205; *Dharmāditya: Faridpur CPI of Dharmāditya*, year 3, *Ibid.*, pp.193-198; *Faridpur CPI of Dharmāditya*, *Ibid.*, pp.199-202; *Samāchāradeva: Ghugrahati CPI of Samāchāradeva*, year 14, *EI*, 18, pp.74-86.

第八十二卷

(33) *Arddhakarak-āgrahāriṇa-mahattara-Himadatta, Nirvṛtvāt-
akiya-mahattara-Suvarṇṇayaśas, Kapisthavāṭak-āgrahāriṇa-*

五
五
二

- mahattara-Dhanasvāmin, Vaṭavallak-āgrahāriṇa-mahattara-
Śaṣṭhidatta-Śridatta, *EI*, 23, p.159, ll.5-6.
- (34) Kodḍavīr-āgrahāriṇa-bhaṭṭa-Vāmanasvāmi, *Ibid.*, 1.6. この時期の bhaṭṭa はプラーフマナに冠せられる尊称であり、彼がプラーフマナであることを示している。
- (35) Vakkatakiya-khāḍgi-Hari, Madhuvāṭakiya-khāḍgi-Goika, Khanḍajotīkiya-khāḍgi-Bhadranandi, *Ibid.*, 1.7. khāḍga が剣を意味することから、khāḍgi は「剣士」を意味し、村落において何らかの武力を行使する者と解釈される。
- (36) Vindhayapureya-vāhanāyaka-Hari, *Ibid.*, 1.7. vāhanāyaka は犁を監督する者と解釈される。SI, p.374, n.2
- (37) Godhagrām-āgrahāriṇa-Mahidatta-Rājyadatta, Śālmalivāṭakiya-Jivasvāmi, *EI*, 23, p.159, ll.6-7.
- (38) *EI*, 18, p.76, 1.12-p.77, 1.13, Sircar は vyavahārin を統治者と解釈するが(IEG, p.383)、mahattara らの名を列挙した上で「他の多くの pradhāna 達、vyavahārin 達」(*EI*, 18, p.76, ll.6-9) とあることから、彼らと同質の、在地有力者層に属する者を示すと考えられる。
- (39) sādhanika-Vātabhoga, *IA*, 39, p.145, 1.7, sādhanika については IEG, p.284.
- (40) antaraṅga-Dośatūṅga, *EI*, 40, p.137, 1.17.
- (41) *CII*, III (rev.), p.285, ll.2-3, p.289, ll.2-3, p.336, ll.1-2, p.344, ll.2-3, p.362, ll.2-3.
- (42) kumārāmātya: *Ibid.*, p.285, 1.4, p.289, ll.3-4; āyuktaka: *Ibid.*, p.343, 1.3; viśayapatī: *Ibid.*, p.362, 1.4.
- (43) Brahmadatta, *CII*, III (rev.), p.336, 1.2; Jayadatta, p.343, 1.2; 名称判読不能, p.361, 1.2.
- (44) Vainyagupta は、同名のグプタ朝の王の印章 (*CII*, III (rev.), pp. 319-321) が発見されていることから、しばしば同一の王とされるが、彼の称号は mahārāja であり、印章の意匠もグプタ朝のガルダ鳥ではなく牡牛であるため、グプタ朝に従属する王権と考えられる。
- (45) 古代から中世に至る sāmanta の意味の変化とその実例については、

L. Gopal, 'Sāmanta: Its Varying Significance in Ancient India',
JRAS, 5, 1963, pp.21-37.

(46) Chattopadhyaya, op. cit., p.47.

東
洋
学
報

(付記) 本稿は平成12年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費
「グプタ期および後グプタ期北インドにおける国家構造とその変動」）に
による研究成果の一部である。

第八十二卷

五五〇